

埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱

(昭和45年土木部長制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 埼玉県県土整備部・都市整備部所管の道路事業、河川事業、ダム砂防事業及び都市計画事業等(以下「事業」という。)のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償その他これらに関連する事務(以下「用地事務」という。)の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 「土地等」とは、土地、土地収用法(昭和26年法律第219号、以下「法」という。)第5条に掲げる権利、同法第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条に掲げる土石砂れきをいう。
- 二 「土地等の取得等」とは、前号に掲げる土地、土地に定着する物件及び土石砂れきの取得又は使用並びに同号に掲げる権利の消滅又は制限をいう。
- 三 「建物等」とは、建物その他土地に定着する物件をいう。
- 四 「土地等の権利者等」とは、土地所有者、土地に関して所有権以外の権利を有する者、立木所有者、建物その他土地に定着する物件及び土石砂れきに関して権利を有する者、及び動産所有者をいう。ただし、土地等に担保物権を有する者を除く。
- 五 「部長」とは、県土整備部長若しくは都市整備部長をいう。
- 六 「用地課長」とは、県土整備部用地課長をいう。
- 七 「事業課長」とは、事業を統括する県土整備部若しくは都市整備部の本庁の課長をいう。
- 八 「所長」とは、事業を実施する県土整備部及び都市整備部の地域機関の長をいう。

(事業の実施に当たり留意すべき事項)

第3条 事業課長及び所長は、事業の実施に当たっては、特に土地等の取得等の難易に応じて必要と認められる十分な期間並びに資金に配慮し、工事の着手にそごを生ずることのないよう努めなければならない。

2 事業課長及び所長は、基礎調査を徹底し、用地幅杭設置後において、みだりに土地等の取得等する区域が変更されることがないように努めなければならない。

第4条 削除

(事業認定等における土地の評価)

第5条 所長は、土地収用法の事業認定若しくは手続開始の告示又は都市計画法の事業の認可の告示(以下「告示等」という。)があったときは、ただちに標準地その他必要な土地について、当該告示等の日における評価額の鑑定を徴するものとする。ただし、当該告示等の日以前に評価額の鑑定を徴しており、当該鑑定評価額が当該告示等の日における土地の評価額を求めるための資料として利用できる

と認められるときは、この限りではない。

2 所長は、前項の評価額の鑑定を徴する場合の手続きについては、「土地鑑定評価依頼事務要領」（別記2）により行うものとする

（土地等の取得等を完了していない土地における工事の禁止）

第6条 所長は、土地等の取得等が完了していない土地において、工事を行ってはならない。ただし、次の各号のすべてに該当する場合で、あらかじめ、部長の承認を受けたときはこの限りでない。

- 一 緊急に工事を行わなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- 二 当該年度内に当該土地に係る権利者の全員と適正な補償額で土地等の取得等に関する契約を締結することができると認められ、かつ当該土地に関して権利を有する者から起工承諾書（様式第40号）の提出が受けられることが確実であること。
- 三 第19条の規定による土地調書（様式第4号）及び第38条の規定による物件調書（様式第27号）の確認が完了していること

2 前項の承認の手続きについては、「公共用地の取得又は使用に係る事前協議に関する事務取扱要領」（別記3、以下「事前協議要領」という。）によるものとする。

（土地等の権利者等の不明等の場合の措置）

第6条の2 所長は、土地等の権利者の所在が不明等であるときは、法による収用手続又は財産管理人の選任手続等を経て、当該土地等の取得等を完了した後でなければ工事を行うことができない。

第2章 事業の準備

（説明会等）

第7条 所長は、土地等の取得等に当たり用地測量及び土地等の調査（以下「用地調査等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、土地等の権利者等その他必要な者に対して説明会の開催、資料の配布等の方法により、次の各号に掲げる事項を説明して、事業の施行に協力を求めるものとする。

- 一 工事の目的及び計画の概要
- 二 工期及び施工方法
- 三 土地等の測量又は調査の方法
- 四 土地等の取得等に伴う損失補償の方針
- 五 用地交渉の方法
- 六 その他工事及び土地等に関し協力を得るために必要と認められる事項

（現地踏査）

第8条 所長は、用地調査等に着手する前にその調査対象の区域（以下「調査区域」という。）を現地踏査し、土地及び建物等の概況を把握するよう努めなければならない。

（立入り及び立会い）

第9条 所長は、用地調査等のため、この要綱に基づき土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の所有者及び占有者の同意を得なければならない。

2 所長は、前項の同意を得ることができないときは、事業課長に報告してその指示を受けなければならない。

3 所長は、用地調査等を行う場合は、土地等の権利者等の立会い若しくは同意を得なければならない。

4 用地調査等を行う者は、道路法その他の法令に定める身分証明書を携帯し、土地等の権利者等から請求があったときは、これを示さなければならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第10条 所長は、用地調査等のため、障害物を伐除し又は土地の試掘等を行う必要があるときは、あらかじめ当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得なければならない。

2 所長は、前項の同意を得ることができないときは、その内容、交渉の経過その他必要事項を事業課長に報告し、指示を受けなければならない。

第3章 用地調査等

第1節 地図の転写、土地及び建物等の登記記録等の調査及び戸籍簿等の調査

(地図の転写)

第11条 調査区域内の土地については、当該土地を管轄する法務局（地方法務局、支局及び出張所を含む。以下「管轄登記所」という。）に備えられた当該土地の地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所の備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）の閲覧を土地建物登記簿等申請書（様式第62号）により申請し、転写するものとする。この場合においては、併せて次項の作業を行うものとする。

2 前項の作業及び次条の調査が完了した場合においては、次の各号に従い転写図を作成し、その地図に次条の調査結果等に基づき土地所有者名を記入するものとする。

- 一 着色された地図については、地図の着色に従って転写図に着色する。
- 二 転写図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名及び地番を記入する。
- 三 転写図には、隣接字名及び管轄登記所名を記入する。
- 四 転写図には、転写年月日を記載し、転写を行った者の記名をする。

3 調査区域が広い場合には、前項の地図を連続させた転写連続図を作成し、工事計画平面図等に基づき土地の取得等の予定線を記入するものとする。

(土地の登記記録及び建物の登記記録等の調査)

第12条 調査区域内の土地及び建物については、土地の登記記録及び建物の登記記録を土地建物登記簿等申請書（様式第62号）により管轄登記所に申請し、調査するものとする。

2 土地の登記記録の調査は、次の各号に掲げる事項を土地の登記記録調査表（様式第1号－1及び第1号－2）に記入して行うものとし、当該調査表の編綴は、字ごとに地番順に行うものとする。

なお、管轄登記所が交付する土地の登記事項証明書を綴ることで、土地の登記記録調査表に代えることができるものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 土地登記名義人の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）
- 四 共有地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認められる事項

3 建物の登記記録の調査は、次の各号に掲げる事項を建物の登記記録調査表（様式第5号）に記入して行うものとする。

なお、管轄登記所が交付する建物の登記事項証明書を綴ることで、建物の登記記録調査表に代えることができるものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付
- 二 建物登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認められる事項
(戸籍簿等の調査)

第13条 個人所有に係る土地等の権利者等については、戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等（以下「戸籍簿等」という。）を戸籍簿等交付申請書等（様式第64号）により管轄する市町村又は管轄登記所に申請し、次の各号に掲げる事項を調査し、権利者調査表（様式第2号－1及び第2号－2）に記入するものとする。

- 一 土地等の権利者等の住所、氏名及び生年月日
- 二 登記名義人が死亡しているときは、相続の経過を明らかにした相続関係
- 三 土地等の権利者等が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所
- 四 土地等の権利者等が成年被後見人であるときは、その成年後見人の氏名及び住所
- 五 土地等の権利者等が被保佐人であるときは、その保佐人の氏名及び住所
- 六 土地等の権利者等が被補助人であるときは、その補助人の氏名及び住所
- 七 土地等の権利者等が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 八 その他必要と認められる事項

2 法人所有に係る土地等の権利者等の調査については、商業登記簿等を商業登記簿等申請書（様式第63号）により管轄登記所に申請し、次の各号に掲げる事項を調査し、権利者調査表（様式第2－1号及び第2－2号）に記入するものとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 法人を代表する者の住所及び氏名
- 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所
- 四 その他必要と認められる事項
(土地評価等の資料調査)

第14条 土地の評価額を算定するために必要な調査は、「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領」（平成16年部長制定 以下「損失補償取扱要領」という。）別記1「土地評価事務処理要領」によるものとする。

第2節 土地の測量及び調査

(土地の測量)

第15条 調査区域内の土地については、あらかじめ境界標の位置を確認し、埼玉県公共測量作業規程（以下「公共測量作業規程」という。）に基づく測量の方法により筆ごとに測量するものとする。ただし、一筆の土地の一部に他の部分と異なる地目の土地があるとき、又は一筆の土地若しくは同一の

地目の一部に他の部分と異なる権利が設定されているときは、それぞれ異なる地目の土地ごと又は異なる権利が設定されている土地ごとに行うものとする。

2 前項において、土地に付属するあぜ、みぞその他のこれらに類するものの敷地があるときは、これらを主たる地目の土地に含めて測量することができるものとし、宅地の一部にがけ地等で通常の用途に供することができないと認められる部分があるときは、これらを区分して測量するものとする。

3 調査区域内の土地が、一筆の土地又は同一の所有者に属する一団の土地の一部であるときは、原則として、残地を当該土地とあわせて測量するものとする。

4 前三項の測量に当たっては、建物等の主要な物件の位置もあわせて測量するものとする。

(境界確認等)

第16条 前条に規定する測量を行う場合に当たっては、土地等の権利者等のうち土地に関して権利を有する者、利害関係を有する者の立会いを求め、境界標を設置するものとする。ただし、既に明確な境界標が設置してあり、設置不要と認める箇所については、この限りでない。

2 前項の場合において、立会いを得たときは、土地境界立会確認書(様式第3号)に確認を行った者の署名等を求めるものとする。

3 所長は、前項に規定する確認が得られない場合は、すみやかに事業課長の指示を受けるものとする。

(土地の用地実測図等)

第17条 用地実測図原図及び用地平面図(以下「用地実測図等」という。)については、原則として縮尺250分の1により、作成するものとする。

2 前項の用地実測図等の作成に当たっては、土地の境界等を公共測量作業規程に基づき表示するものとする。なお、測量に係る土地が、取得し、又は使用するに当たり分筆を要するものであり、かつ、当該土地に永続性を有し、かつ容易に移転しない境界標がない場合においては、当該境界標の表示に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分とそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物(幅杭を含む)との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。

3 用地実測図等には、方位、測量年月日、縣市郡町村名、大字名、字名、縮尺等を記入するとともに土地の測量に従事した者の記名をするものとする。

4 用地実測図等には、第15条第4項の測量に基づく建物等の主要な物件の位置を表示するものとする。

(土地の面積)

第18条 土地の面積については、次の各号の定めるところにより、座標法により求めるものとする。

一 土地の面積を求める範囲は、原則として取得し、又は使用する土地の区域(以下「取得等の区域」という。)とする。なお、一筆の土地が取得等の区域線にまたがる場合において、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている二筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一団の土地にあっては、当該土地の全部をその範囲に含めるものとする。

二 土地の面積は、一筆ごとに次の方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ、評価の高い地目の土地から順次面積を求めるものとし、同一の地目の異なる権利者のあるときは、その権利者ごとにそれぞれの面積を求めるものとする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれの面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。

2 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

(土地調書の作成及び確認)

第19条 所長は、法の定める手続きにより土地調書を作成する場合を除き、第11条から第13条及び第15条から前条までの土地の測量及び調査が終了した後、遅滞なく取得又は使用する土地について所有者ごとに土地調書(様式第4号)(本条において「調書」という。)を作成し、土地等の権利者等のうち土地に関して権利を有する者(本条において「関係人」という。)の確認を求め、当該調書にこれらの者の署名押印を求めなければならない。ただし、関係人の所在が不明である場合等やむを得ない理由がある場合においては、確認又は署名押印を求めることを要しない。

2 前項の調書には、取得等をする土地の面積がわかる用地実測図等を添付しなければならない。

3 第1項の調書の作成に当たって、同一所有者の土地に異なる関係人の状況が存する場合は、関係人の状況ごとに調書を分けて作成するものとする。

4 第1項の調書は、署名押印を求めた者の数に一を加えた部数を作成し、一部を保有し、残りをこれらの者に交付するものとする。

(廃棄物埋設及び土壌汚染の調査)

第19条の2 所長は、取得等する土地に対して、廃棄物埋設や土壌汚染の有無等を把握するため、当該土地及び隣接土地の利用状況等について、別に定める土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領その他通知に基づき、調査しなければならない。

第3節 建物等の調査

(建物等の調査)

第20条 調査区域内の建物等については、次条から第26条までに定めるところにより調査し、補償額の算定のために必要な図書を作成するものとする。

2 前項の図書には、調査年月日、作成年月日、方位及び取得等の予定線を記入し、調査又は作成に従事した者の記名をするものとする。

(建物等の配置図の作成)

第21条 建物及び次の各号に掲げる物件については、その配置を調査し、原則として縮尺100分の1により建物等配置図(様式第6号)を原則として所有者ごとに作成するものとする。

- 一 井戸及び給排水設備
- 二 屋外の電気設備、機械設備及びガス設備
- 三 庭石及び墓石
- 四 庭園
- 五 立竹木(原則として、宅地内にあるもの。)
- 六 自動車の保管場所
- 七 その他これらに類するもの

(木造建物の調査)

第22条 木造建物については、「建物移転料算定要領」(本条及び次条において「要領」という。)(別記4)により調査し、要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕等に定める図書を作成するものとする。

(非木造建物の調査)

第23条 非木造建物については、要領により調査し、要領別添二非木造建物調査積算要領等に定める図書を作成するものとする。

（工作物の調査）

第24条 機械設備については、「工作物調査算定要領」（別記6－1）及び「機械設備調査算定要領」（別記6－2）により調査し、機械設備調査算定要領に定める機械設備調査表に記入するものとする。

2 生産設備については、機械設備及び附帯工作物に準じて調査し、機械設備調査算定要領に定める機械設備調査表及び附帯工作物調査表（様式第7号－3）に記入するものとする。

3 附帯工作物については、「工作物調査算定要領」（別記6－1）及び「附帯工作物調査算定要領」（別記6－3）により調査し、附帯工作物調査表（様式第7号－3）に記入するものとする。

4 建物に付属して次の各号に掲げる工作物があるときは、これらを建物とあわせて調査するものとする。

- 一 電気、ガス、給水及び排水の設備
- 二 改良便槽又はし尿浄化槽
- 三 暖炉又は浴槽
- 四 その他これらに類するもの

5 第1項から第4項以外の工作物については、「工作物調査算定要領」（別記6－1）により調査し、工作物調査表（様式第7号－1及び第7号－2）に記入するものとする。

（立竹木の調査）

第25条 立竹木については、これを庭木等（観賞樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類等）、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林及び苗木（植木畑）等に分類し、「立竹木調査算定要領」（別記7）により調査し、立竹木調査及び算定書（様式第9号－1）又は立木調査表（様式第9号－3）に記入するものとする。

2 前項の調査に当たっては、原則として、毎木について調査を行う方法によるものとし、毎木について調査を行う方法によることが困難であると認められる場合又は標準地における調査により毎木について調査を行う方法とほぼ同等の精度の調査結果が得られると認められる場合においては、適宜標準地を選定し（少なくとも林相が異なる地区ごとに標準地を選定するものとし、標準地の面積は30平方メートル以上とする。）、当該標準地における立竹木の数量の調査に基づき全体の数量を推定する方法によることができるものとする。

（墳墓の調査）

第26条 墳墓については、「墳墓調査算定要領」（別記8）により調査し、墳墓調査表（様式第10号－1）、墓地管理者調査表（様式第10号－2）及び墓地使用（祭し）者調査表（様式第10号－3）に記入するものとする。

第4節 居住者等及び動産に関する調査

（居住者等に関する調査）

第27条 居住者等については、実地の調査及び賃貸借契約書又は住民票等により、次の各号に掲げる事項を調査し、居住者等調査表（様式第12号）に記入するものとする。

- 一 居住者の住所、氏名及び生年月日
- 二 居住者の家族構成
- 三 使用状況及び住居面積

四 居住者が当該建物の所有者又は配偶者居住権を有する者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

五 配偶者居住権の有無（ある場合にはその内容）

六 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で建物を借用している者については、前項各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

（動産に関する調査）

第28条 動産については、次の各号に掲げる事項を調査し、動産調査表（様式第13号－1及び第13号－2）に記入するものとする。

一 動産の所在地

二 所有者の氏名等及び住所等

三 住居面積及び家族人員

四 屋内動産で住居面積標準台数表により補償額を算定することが著しく実情に合わない認められるもの及び一般動産については品目、種類、規格、数量等

五 その他必要と認められる事項

第5節 営業に関する調査

（営業に関する調査等）

第29条 営業については、「営業補償調査算定要領」（別記9）により調査し、営業調査総括表等（様式第14号－1、第14号－2、第15号－1及び第16号）に記入するものとする。

第6節 その他の調査等

（残地に関する調査）

第30条 土地の取得又は使用により、残地の価値の減少等の損失が生ずると認められるとき又は残地を移転先として検討する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

一 残地の面積及び形状

二 残地に隣接する本人所有の土地の有無及び状況

三 残地の地目変換を要すると認められるときは、周囲の土地の状況

四 土地の取得又は使用により、残地について通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは補修又は盛土若しくは切土をする必要の有無及び必要があると認められる場合にあっては、工法等の決定をするために必要と認められる事項

五 その他必要と認められる事項

（隣接地に関する調査）

第31条 土地を取得又は使用することにより隣接地について通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは補修又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項について調査をするものとする。

一 隣接地の所在地

二 隣接地に関する権利者の氏名等及び住所等

三 隣接地の地目、面積及び状況

四 工法等の決定をするために必要と認められる事項

五 その他必要と認められる事項

(立毛、養殖物又は特産物に関する調査)

第32条 立毛、養殖物又は特産物については、次に掲げる事項を調査するものとする。

一 立毛、養殖物又は特産物の所在地

二 所有者の住所、氏名又は名称

三 種類及び面積若しくは数量並びに予想収穫量

四 植付け若しくは播種及び収穫の時期

五 成育の状況

六 その他必要と認められる事項

(農業に関する調査)

第33条 農業の調査については、次に掲げる事項を調査するものとする。

一 農業経営者の住所、氏名

二 各戸当たり地目別の農地取得面積及び取得される前の地目別総経営面積

三 田畑別10アール当たり農業所得額

四 各戸当たりが所有する農業用財産の種類、数量及び経過年数等

五 従業員の氏名、職種及び賃金

六 その他必要と認められる事項

(鉱業権等に関する調査)

第34条 鉱業権、租鉱権、採石権、温泉利用権、漁業権、入漁権その他河川の敷地又は流水その他の水を利用する権利については、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

一 権利の所在地

二 権利者の氏名等、住所等

三 権利の種類、内容及び設定年月日

四 過去3ヶ年の年間の所得

五 法人にあっては前号に掲げる事項のほか、過去3か年間の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

六 その他必要と認められる事項

2 前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる権利については、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査するものとする。

一 鉱業権、租鉱権又は採石権

ア 可採年数

イ 今後投下されるべき起業費

ウ 未着手のまま据置期間のあるものについてはその期間

エ 開坑後予定収益を生ずるまでに期間のあるものについてはその期間

オ 採鉱中の鉱山又は未着手の鉱山であって鉱量が不明であり、かつ、将来の収益が不確定のものについては投下経費

二 温泉利用権

ア 鉱泉地の基本価格

イ 湧出量指数

ウ 温泉地指数

エ 分湯されたものについてはその条件

オ 未利用のものであって将来利用される見込みがあり、かつ、その収益が不確定なものについては投下経費

三 漁業権又は入漁権

ア 関係漁業協同組合の名称、所在地、組合長の氏名及び組合員数

イ 漁業の種類及び漁法の種類

ウ 工事の施行に伴う漁業権の消滅又は制限の区域

エ 工事の施行に伴い漁業に与える影響

オ 漁獲量及び出漁日数

カ 魚価

キ 漁業経営費

ク 漁業用固定資産並びに漁業用動産の種類及び数量

四 河川の敷地又は流水その他の水を利用する権利、当該権利の取得に要した費用
(土石砂れきに関する調査)

第35条 土石砂れきについては、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

一 土石砂れきの所在地

二 土地に関する権利者の住所等、氏名等

三 土石砂れきの種類、品質及び可採量

四 その他必要と認められる事項

(少数残存者に関する調査)

第36条 少数残存者については、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

一 残存者の住所、氏名

二 所得減の度合

三 従前の戸数及び事業施行後に予想される戸数

四 公共機関、市場その他生活上不可欠な機関の移転先

五 水利費、組合費等その他従前の社会生活を営むために必要な費用の増加の額

六 その他必要と認められる事項

(離職者に関する調査)

第37条 離職者については、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

一 離職者の住所、氏名及び生年月日並びに勤務先、職種、勤務年数、資格及び平均賃金

二 雇主、事務所名及びその所在地

三 再就職に通常必要とする期間

四 失業保険金受給予定額

五 その他必要と認められる事項

(物件調書の作成及び確認)

第38条 所長は、法に定める手続きにより物件調書を作成する場合を除き、第20条から前条までの調査が終了した後、事業のため移転補償の対象となる物件については所有者ごとに物件調書(様式第27号)を作成し、当該物件の所有者及び配偶者居住権を有する者(本項において「所有者等」という。)の確認を求め、当該調書に所有者等の署名押印を求めなければならない。ただし、所有者等の所在が不明である場合等やむを得ない理由がある場合においては、契約締結の時まで確認又は署名押印を保

留することができる。

- 2 前項の調書には、当該調書の内容を照合することができる配置図を添付しなければならない。
- 3 第1項の調書は、署名押印を求めた者の数に一を加えた部数を作成し、一部を保有し、残りをこれらの者に交付するものとする。
- 4 取得する物件の物件調書の作成及び確認は、第19条に準じるものとする。

第4章 補償額の算定

(補償額算定の基準等)

第39条 所長は、土地等の取得等に係る補償額を算定しようとするときは、「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成16年部長制定)、「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」(平成16年部長制定)及び損失補償取扱要領等により適正に行うものとする。

(算定書及び台帳の作成)

第40条 所長は、土地等の取得等に係る補償額の算定は、その他別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる算定書により行うものとする。

- 一 建物移転料算定表等(別記4建物移転料算定要領様式第1号から第5号まで)
- 二 工作物補償額総括表(様式第8号-4)
- 三 工作物補償額算定書(様式第8号-1及び第8号-2)
- 四 機械設備算定内訳書等(別記6-2機械設備調査算定要領様式第2から第8まで)
- 五 附帯工作物補償額算定書(様式第8号-3)
- 六 立竹木調査及び算定書等(様式第9号-1から第9号-4まで)
- 七 墳墓等改葬料算定書(様式第11号)
- 八 動産移転料補償額算定書(様式第34号-1)
- 九 仮住居補償額算定書(様式第34号-2)
- 十 営業補償金算定書等(様式第15号-2、第17号-1、第17号-2、第17号-3及び第19号から第26号まで)
- 十一 移転雑費補償額算定書(様式第35号-1及び第35号-2)
- 十二 家賃減収補償額算定書(様式第36号-1及び第36号-2)
- 十三 借家人に対する補償額算定書(様式第37号)
- 十四 祭し料算定書(様式第38号)
- 十五 消費税等計算書等(様式第32号-1、第32号-2及び第32号-3)

2 所長は、前項の規定により補償額の算定をしたときは、次の各号に定める損失補償台帳を作成するものとする。

- 一 補償金総括表(様式第28号)
- 二 土地所有権の補償に関する内訳表(様式第29号)
- 三 土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表(様式第30号)
- 四 土地に関する権利以外の補償に関する内訳表(様式第31号-1及び第31号-2)

(補償額決定の手続)

第40条の2 所長は、土地の所有権及び土地に関する所有権以外の権利の補償については、土地価格決定伺書(様式第33号-1)によりその価格(単価)を、土地に関する権利以外の補償については補

償額決定伺書（様式第33号－2）によりその価額（総額）を決定しなければならない。なお、補償額を決定するに当たり鑑定評価の依頼をしようとするときは、土地鑑定評価依頼事務要領（別記2）により行うものとする。

2 所長は、前項の土地に関する権利以外の補償額の決定に当たっては、必要に応じて建物等の移転工法を建物等移転工法決定伺書（様式第18号）により決定するものとする。

3 所長は、第1項で決定した補償額及び前項で決定した建物等の移転工法に変更の必要が生じたときは、速やかに変更を行うものとする。

（公共施設に対する補償額算定の基準等）

第40条の3 所長は、公共施設に対する補償額を算定しようとするときは、「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共事業の施行に伴う公共補償基準」及び「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共事業の施行に伴う公共補償基準細則」等により適正に行うものとする。

（事業施行に伴う損害等に対する費用負担額算定の基準等）

第40条の4 所長は、事業施行に伴う損害等に対する費用負担額を算定しようとするときは、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設事務次官通知）、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和54年建設事務次官通知）、「公共事業に係る工事施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和59年建設事務次官通知）及び「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年建設事務次官通知）、「地盤変動影響調査算定要領」（別記17）、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担について」等により適正に行うものとする。

第5章 用地交渉

（国税局への協議）

第41条 所長は、用地交渉を行う前に、その事業が譲渡所得の課税の特例に該当するかどうかについて、関東信越国税局に協議するものとする。

（補償額決定前の補償額提示の禁止）

第41条の2 所長は、第40条の2第1項に規定する補償額の決定を行った後でなければ、土地等の権利者等に対して補償額の提示を行ってはならない。

（買取り等の申出）

第41条の3 所長は、土地等の権利者等に対して、補償額を提示したときは、「公共事業用資産の買取り等の申出証明書」を作成し、事務所所在地を所轄する税務署、土地等の権利者等に送付するものとする。

（用地交渉、経過の記録）

第42条 所長は、土地等の権利者等、その他の利害関係人又はこれらの代表者と用地交渉を行ったときは、その経過及び内容を用地交渉日誌（様式第39号）その他適切な方法により記録しなければならない。

（用地交渉の際の注意事項）

第43条 所長は、用地交渉に当たっては、次の各号に注意するものとする。

一 用地交渉の公正を確保するとともに、紛争の発生を防ぐため、2名以上の職員をして、用地交渉

に当らせるよう努めるものとする。

二 脅迫的な言動等や団体の組織力・行動力の誇示を伴う補償額の増額等の要求（以下「不当要求行為」という。）があったときは、不当要求行為を把握し、用地交渉に当たる職員に適切な指示を行うものとする。

2 用地交渉に当たる職員は、次の各号に留意するものとする。

一 土地等の権利者等に対する説明は、誠意をもって行い、事業に対する理解及び協力が得られるように行うものとする。また、土地等の権利者等にとって不利益な情報についても、説明を行うものとする。

二 土地等の権利者等に対しては、補償額を提示する前に、補償項目及びその内容について、理解しやすい表現に努め、十分な説明を行うものとする。

三 不当要求行為があったときは、直ちに所長まで報告をするとともに、不当要求行為に係る交渉については、必要に応じて録音機等を使って記録し、用地交渉日誌（様式第39号）は、その都度所長まで供覧するものとする。

四 土地等の権利者等に対しては、取得等する土地に廃棄物が埋設されている場合や当該土地の土壌が汚染されている場合には、その除去等の費用を負担することとなる旨の説明を行うとともに、必要に応じて、当該土地の地盤調査や試掘調査などへの協力を求めるものとする。

（年度内契約締結が困難な事案の処理）

第44条 所長は、土地等の権利者等が次の各号のいずれかに該当し、年度内契約締結が困難であると判断した場合は、速やかにその対策について事業課長と協議するものとする。

- 一 事業に反対している場合
- 二 補償不可能な要求をしている場合
- 三 履行不可能な代替地あっせんを要求している場合
- 四 土地の境界に紛争がある場合
- 五 土地所有権について紛争がある場合
- 六 土地所有権以外の権利について紛争がある場合
- 七 その他契約に応ずる意思がない場合

2 前項の協議において、事業課長は必要に応じて用地課長に合議を行うものとする。

（土地所有者等が不明である場合等の協議）

第44条の2 所長は、次の各号のいずれかに該当し、契約を締結することが困難である場合は、必要に応じて、その対策について部長に協議するものとする。

- 一 土地所有者が行方不明の場合
- 二 共同相続人のうち行方不明の者がいる場合
- 三 共同相続人の間で相続権について紛争がある場合
- 四 抵当権設定登記、仮登記等が抹消できる見込みがない場合

2 前項の協議については、事前協議要領（別記3）によるものとする。

第6章 契約

（契約の際の注意事項）

第45条 所長は、土地等の権利者等と契約を締結しようとするときは、同一人にかかる土地の取得又は使用の契約、土地に関する所有権以外の権利の取得又は消滅に関する契約及び建物その他の物件の

移転その他通常生ずる損失の補償に関する契約とを合わせて契約するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、それぞれの契約を分けて契約することができるものとする。

- 2 所長は、土地に物件が存するときは、土地等の取得等の契約と当該土地の上にある物件に関する契約を同時期に契約するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、土地等の取得等の契約に先行して物件に関する契約をすることができるものとする。
- 3 所長は、土地に所有権以外の権利（地上権、借地権、耕作権等）で消滅させるものがあるときは、当該権利者等から権利配分届（様式第42号－2）を提出させ、権利消滅に関する契約と当該土地の取得等の契約を同時期に契約するものとする。
- 4 所長は、建物に借家人・借間人が居住するときは、当該建物の明渡しに関する契約（借家人補償契約等）と当該土地等の契約とを原則として、同時期に契約するものとする。ただし、事業進捗上やむを得ない理由があるときは、土地等の契約に先行して借家人・借間人と契約することができるものとする。
- 5 所長は、建物に配偶者居住権を有する者があるときは、当該権利者等から権利配分届（様式第43号－3）を提出させ、配偶者居住権にかかる補償契約と当該土地等の契約を同時期に契約するものとする。ただし、当該建物が移転補償の対象とならない場合、権利配分届の提出は要さない。
- 6 所長は、土地等に質権、抵当権又は先取特権の登記、仮登記、差押え又は仮差押え等の登記がされているときは、当該権利者から登記を抹消する旨の内諾を得た後、土地等の権利者等と契約するものとする。
- 7 所長は、物件が存するときは、当該契約の内容となる義務の履行計画等を確認したうえで、土地等の権利者等と契約を締結するものとする。
- 8 土地改良法（昭和24年法律第195号）第42条に基づく決済に係る賦課金等については、補償の対象とならず、土地改良区等が当該決済金の納入義務者から直接徴収すべきものであるため、関係者等に事前に説明するものとする。
- 9 所長は、土地等の権利者等が成年被後見人等であるかどうかを確認のうえ適正に契約を締結するものとする。
- 10 所長は、土地等の権利者等と契約を締結しようとするときは、所有権移転等の権利変動等の有無について、直近の登記記録等により再確認を行うものとする。

（契約の締結）

第46条 所長は、用地交渉の妥結した土地等の権利者等について遅滞なく契約書を作成し、土地等の権利者等の署名（法人については、記名によることができる。）押印を求めるものとする。

- 2 所長は、前項における契約書の作成に当たっては、契約金額は改ざんの余地のないように記載するものとする。また、契約書の物件の移転料その他通常受ける損失補償明細書（以下、この項において「表」という。）の工作物、立竹木及び動産の表示は、それぞれ一括して表示するとともに、表の備考欄に「補償対象は物件調書で確認済」と記載し、第38条の規定に基づき物件所有者が確認し署名押印した物件調書（様式第27号）とそれぞれ一括して表示したものの関係が明らかになるようにしなければならない。
- 3 所長は、第1項の場合において、登記を必要とする場合は、印鑑証明書、登記原因証明情報・承諾書（様式第61号－1及び第61号－2）その他不動産登記法による登記の嘱託に必要な書類を提出させなければならない。

（個人番号の取得等）

第46条の2 所長は、契約締結にあわせて所得税法に定められた不動産等の譲受けの対価の支払調書の作成が必要な権利者に対し、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。本条において「番号法」という。）に定める個人番号。以下同じ。）が必要となることを説明し、当該個人番号を取得するものとする。

なお、個人番号を取得できなかった場合には、その旨を用地交渉日誌に記載しなければならない。

2 前項に定めた個人番号の取得にあたっては、次の手順により行うものとする。

- 一 個人番号の具体的な利用目的を権利者に明示する。
- 二 番号法その他関係法令で定められた本人確認等を行う。
- 三 個人番号を取得する。

（契約書等の様式）

第46条の3 第46条第1項に規定する契約書その他関係する様式は、別に定めるものを除くほか、次の各号によるものとする。

- 一 土地売買に関する契約書（様式第41号－1から第41号－4、第41号－6及び第49号－1）
- 二 権利消滅に関する契約書（様式第42号－1）
- 三 物件移転補償契約書（様式第43号－1及び第43号－2）
- 四 借家人・借間人補償契約書（様式第44号－1及び第44号－2）
- 四の二 配偶者居住権者補償契約書（様式第44号－3及び第44号－4）
- 五 補償契約書（様式第45号）
- 六 地上権設定契約書（様式第46号）
- 七 土地賃貸借契約書（様式第47号－1から第47号－4）
- 八 変更契約書（様式第48号）
- 九 委託契約書（様式第49号－3）
- 十 権利配分届（様式第42号－2及び様式第43号－3）
- 十一 請求書（様式第68号）
- 十二 委任状（様式第69号）
- 十三 第三者納付依頼書（様式第41号－5）
- 十四 利益享受通知書（様式第49号－2）

（仮換地等の指定のあった土地の取得）

第47条 前四条に定めるもののほか、取得する土地が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による仮換地又は土地改良法による一時利用地（以下「仮換地等」という。）である場合は、換地処分後の所有権移転登記を確実にするため、まず事業施行者と様式第50号－2又は第51号－2により協定を締結し、その後仮換地等に係る従前土地の土地等の権利者等と様式第50号－1又は第51号－1により契約を締結するものとする。

（契約履行の確保）

第48条 所長は、土地等の権利者等が土地等の取得等に関する契約に定められた履行期限までに当該契約の内容となっている義務の履行を完了しないおそれがある場合においては、その対策について事業課長と打合せのうえ必要な措置を講じなければならない。

第7章 登記及び支払

（登記の嘱託）

第49条 所長は、第46条第3項の規定により、登記の嘱託に必要な書類の提出があったときは、所有権以外の権利の登記、仮登記、差押え又は仮差押えの登記その他の登記の抹消後、遅滞なく、所有権移転登記その他必要な登記を登記嘱託書等（様式第52号から第61号-2、第65号及び第66号）により管轄登記所に嘱託しなければならない。

（土地代金等の支払方法）

第50条 所長は、土地等の取得に伴う補償金（次項に基づく前金払をしたときは、その残金）の請求があったときは、次の各号のすべてに該当したことを確認し支払うものとする。

- 一 土地等のうち取得をしたものについて所有権移転登記が完了したこと。
- 二 土地等の所有権以外の権利が消滅（当該権利が登記されているときは、当該権利の抹消を含む。）したこと。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項に掲げる地上権等を除く。
- 三 土地等のうち取得をしたものについて引渡し（土地引渡書（様式第67号）の受領を含む。以下同じ。）を受けたこと。

2 所長は、土地等の取得に伴う補償金の前金払の請求があったときは、次の各号のすべてに該当したことを確認し70%以内（次の第3号に該当する場合にあっては、70%以内、かつ、当該抵当権の抹消に要する費用の範囲内）の金額を支払うことができる。

- 一 土地等のうち取得をしたものについて登記に必要な関係書類を受理していること。
- 二 土地等に所有権以外の権利（地上権、借地権、耕作権等）が存する場合は、権利消滅に関する契約が成立していること。ただし、地方自治法第238条の4第2項に掲げる地上権等を除く。
- 三 土地に財務省（旧大蔵省）の抵当権が設定され第三者納付を行うときは、当該抵当権の抹消に必要な納税額が契約金額の70%以内であること、かつ、第三者納付依頼書（様式41号-5）を受理していること
- 四 土地に財務省（旧大蔵省）の抵当権が設定され当該抵当権の付け替えを行うときは、当該抵当権の付け替えに必要な申請書の写し（原則として、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の受信通知によるものとする。）を受領していること。
- 五 土地等のうち取得をしたものについて抵当権（財務省（旧大蔵省）の抵当権を除く。）又は仮登記等が設定されているときは、当該登記が抹消されたこと又は当該登記の抹消に必要な関係書類を受理していること。
- 六 借家人・借間人又は配偶者居住権を有する者が存する場合は、当該権利者との補償契約が成立していること。
- 七 土地に物件が存する場合は、当該物件の取得又は移転に関する契約が成立していること。

3 所長は、第1項各号に規定する支払条件のうち、第1号に規定する所有権移転登記完了前であっても、土地区画整理事業又は土地改良事業の施行区域内にある仮換地又は一時利用地を取得する場合は、同項第2号及び第3号の規定に該当したことを確認のうえ補償金（第2項に基づく前金払をしたときは、その残金）を支払うことができる。

4 所長は、官公署の土地等を取得する場合において、取得に係る土地等の補償金については第1項の規定に関わらず、契約締結後に一括して支払うことができる。この場合に土地等の取得に伴う建物その他物件の移転その他通常生ずる損失の補償金については、第53条に準じて支払うものとする。

5 所長は、第1項の規定に関わらず、「埼玉県財務規則」（昭和39年規則第18号）第144条ただし書きの規定により知事が認めた場合は、その方針に従い補償金（第2項に基づく前金払をしたとき

は、その残金）を支払うことができる。

（土地賃貸借代金等の支払方法）

第51条 所長は、土地等の使用において、使用を開始する日の属する年度内に使用が終了する契約を締結した場合において、土地等の使用に伴う補償金のうち土地賃貸借代金の請求があったときは、賃貸借期間満了後（毎月の賃貸借代金を定めたときは、当月分をその翌月）に支払うものとする。

2 所長は、土地等の使用において、使用を開始する日の属する年度の翌年度以降に使用が終了する契約（長期継続契約）を締結した場合において、土地等の使用に伴う補償金のうち土地賃貸借代金の請求があったときは、毎年度の賃貸借代金を翌年度初め（毎月の賃貸借代金を定めたときは、当月分をその翌月）に支払うものとする。

ただし、土地等の賃貸借期限が年度の途中となる場合において、当該年度分の土地賃貸借代金の請求があったときは、賃貸借期間満了後に支払うものとする。

3 所長は、土地等の使用に伴う補償金のうち物件の移転料その他通常受ける損失の補償金（次項に基づく前金払をしたときは、その残金）の請求があったときは、使用する土地等について引渡しを受けたことを確認し支払うものとする。

4 所長は、土地等の使用に伴う補償金のうち物件の移転料その他通常受ける損失の補償金の前金払の請求があったときは、次の各号のすべてに該当したことを確認し70%以内の金額を支払うことができる。

一 土地に物件が存する場合は、当該物件に関する補償契約が成立していること。

二 借家人・借間人又は配偶者居住権を有する者が存する場合は、当該権利者との補償契約が成立していること。

（権利消滅補償金の支払方法）

第52条 所長は、登記してある権利の消滅補償金（次項に基づく前金払をしたときは、その残金）の請求があったときは、次の各号のすべてに該当したことを確認し支払うものとする。

一 土地に登記されている当該契約に係る権利が消滅したこと。

二 物件の移転が完了したこと。

三 土地所有者への土地の引渡しが完了したこと。

四 土地等の権利者等と土地売買等に関する契約が成立していること。

2 所長は、登記してある権利の消滅補償金の前金の請求があったときは、次の各号のすべてに該当したことを確認し70%以内の金額を支払うことができる。

一 当該権利の抹消登記に必要な書類を受理していること。

二 土地等の権利者等と土地売買等に関する契約が成立していること。

三 借家人・借間人又は配偶者居住権を有する者が存する場合は、当該権利者との補償契約が成立していること。

3 所長は、登記していない権利（借地権等）の消滅補償金（次項に基づく前金払をしたときは、その残金）の請求があったときは、次の各号のすべてに該当したことを確認し支払うものとする。

一 物件の移転が完了したこと。

二 土地所有者への土地の引渡しが完了したこと。

三 土地等の権利者等と土地売買等に関する契約が成立していること。

4 所長は、登記していない権利の消滅補償金の前金の請求があったときは、第2項第2号及び第3号を確認した後、70%以内の金額を支払うことができる。

(物件移転補償金の支払方法)

第53条 物件移転及びこれに伴う補償金は、物件移転の完了を確認した後、支払うものとする。

2 所長は、物件移転及びこれに伴う補償金の前金の請求があったときは、契約締結後70%以内の金額を支払うことができる。ただし、当該物件に借家人・借間人が居住する場合又は配偶者居住権を有する者が存する場合においては、当該権利者との補償契約が成立後、支払うものとする。

(借家人・借間人に対する補償金の支払方法)

第54条 借家人・借間人に対する補償金は、当該建物を貸主に明渡し、かつ土地等の権利者等と補償契約が成立した後、支払うものとする。ただし、前金払の請求があったときは、土地等の権利者等と補償契約が成立した後、70%以内の金額を支払うことができる。

2 所長は、第45条第4項ただし書の規定により土地等の権利者等との補償契約に先行して契約した借家人・借間人に対する補償金(次項に基づく前金払をしたときはその残金)の請求があったときは、次の各号のすべてに該当することを確認し支払うものとする。

一 借家人・借間人が貸主に明渡しを完了したこと。

二 貸主から借家人・借間人が移転した後、当該建物に新たな借家人・借間人を入居させない旨を確約する書面(様式第70号)を受理していること。

3 所長は、前項に基づく補償金の前金の請求があったときは、前項第2号を確認した後、70%以内の金額を支払うことができる。

(配偶者居住権にかかる補償金の支払方法)

第54条の2 配偶者居住権にかかる補償金は、土地等の権利者等と補償契約が成立した後、支払うものとする。ただし、当該建物が事業用地上に存するときは、その所有者が当該建物を移転できる状態となり、かつ土地等の権利者等と補償契約が成立した後、支払うものとする。

2 所長は、前項ただし書きの規定による補償金の前金の請求があったときは、土地等の権利者等と補償契約が成立した後、70%以内の金額を支払うことができる。

(その他の損失補償金の支払方法)

第55条 第50条から前条までに規定するもの以外の契約で履行義務を課さないものの補償金は契約締結後支払うものとする。

(登記及び支払の事務取扱)

第56条 登記及び支払の取扱いについては、「登記及び支払に関する事務取扱要領」(別記10)によるものとする。

(証明書の発行)

第56条の2 所長は、土地等の権利者等に対して土地等の取得等に伴う補償金を支払った後、「収用証明書」、「公共事業用資産の買取り等の証明書」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」を必要に応じて作成し、事務所所在地を所轄する税務署、土地等の権利者等に送付するものとする。

2 前項による証明書等を発行したときには、土地・物件補償台帳(様式第71号)により適正に管理するものとする。

第8章 土地収用

(土地収用手続への移行)

第57条 土地収用手続への移行については、「土地収用制度活用推進要綱」(別記11)によるものとする。

(その他の手続き)

第58条 前条の要綱に規定されていない土地収用法に基づく手続については、事業課長は用地課長と協議して行うものとする。

第9章 雑則

(取得した土地の管理)

第59条 所長は、土地等の取得等が完了したときは、直ちに、取得した土地とこれに隣接する土地との境界を明示するため、境界標又は必要に応じて、かき、さくその他の工作物を設置する等の安全対策の視点も含めた措置を講ずることにより、取得した土地の適正な管理を図らなければならない。

2 所長は、取得した土地を不法に占有する者がある場合においては、遅滞なく書面をもって土地の明渡しを催告するとともに、土地保全のために必要な措置を講じなければならない。

3 所長は、前項の催告に応じない場合、速やかにその対策について事業課長と協議しなければならない。

(土地・物件補償台帳等の保管)

第60条 所長は、土地等の取得が完了したときは、遅滞なく箇所ごとに、土地・物件補償台帳(様式第71号)を整理し、用地実測図等とともにこれを保管しなければならない。

(契約書等の保管期間)

第61条 前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類については、一括して永年保存とする。

- 一 契約書
- 二 登記済証、地積測量図及び登記事項証明書等
- 三 損失補償台帳(様式第28号から第31号ー2まで)
- 四 土地調書(様式第4号)及び物件調書(様式第27号)
- 五 土地引渡書(様式第67号)
- 六 収用等証明書及び収用等予定証明書(写し又は県控え)
- 七 代替地の契約に至ったものの用地交渉日誌(様式第39号)及び代替地のあっせんに係る説明書
- 八 権利配分届(様式第42号ー2)
- 九 その他必要と認められるもの

(業務の委託)

第62条 土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等の業務の委託については、「用地調査等業務の委託に関する事務取扱要領」(別記12)によるものとする。

(立会報償金等の支給)

第63条 土地等の取得等に伴う測量及び調査に立会った者に対して支給する報償金、交通費及び宿泊料の取扱いについては、「測量等の立会に対する報償金支給に関する事務取扱要領」(別記13)によるものとする。

(代替地対策)

第64条 土地等の取得等に伴う代替地のあっせん及び提供等に関する取扱いについては、「公共事業の施行に伴う代替地対策促進要綱」(別記14)によるものとする。

(移転資金の融資)

第65条 土地等の取得等に伴う移転資金の融資に関する取扱いについては、「埼玉県公共事業の施行に伴う移転資金融資制度要綱」(別記15)によるものとする。

(様式等)

第 6 6 条 この要綱に定めのない様式は、必要に応じて所長が適宜作成するものとする。

(その他の運用等)

第 6 7 条 この要綱に関する細部の運用等については、別途用地課長が定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 4 5 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 4 9 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。ただし、第５９条の規定については、平成２４年９月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は平成２８年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱施行の際、現に土地等の権利者等と補償について協議中のものについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要領は令和６年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要領施行の際、現に土地等の権利者等と損失の補償等について協議中の事項については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

１ この要領は令和７年４月１日から施行する。